

# 分野間のデータ連携を推進する ための方向性

令和4年12月21日 データ戦略推進ワーキンググループ  
(第5回)

## Digital Agency

## 海外の先進事例からの示唆

[海外] 複数のデータスペースを最大限活用し、デジタルツインを含むデジタル社会を目指している

▶ 準公共分野が協調しSociety5.0を実現するための**工程の整理**が必要ではないか

[海外] ビルディングブロックの共通化が進み始め、分野連携サービスの検討が始まっている

▶ 各府省の推進する**分野間データ連携サービスの事例の収集**が必要ではないか

[海外] データモデル、ビルディング・ブロック、テストベッド等の共通機能の提供が、各分野の取組を加速させている

▶ ビルディング・ブロックやテストベッドの**共通的な要望の明確化と実現時期の明確化**が必要ではないか

[海外] データ関連法令等の共通ルールの整備が進んでいる

▶ データ駆動のデジタル社会を想定した**必要なルールの整理**が必要ではないか

# デジタル社会構造改革 5 原則から見たデータスペースへの要求

## デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則

## 要求事項

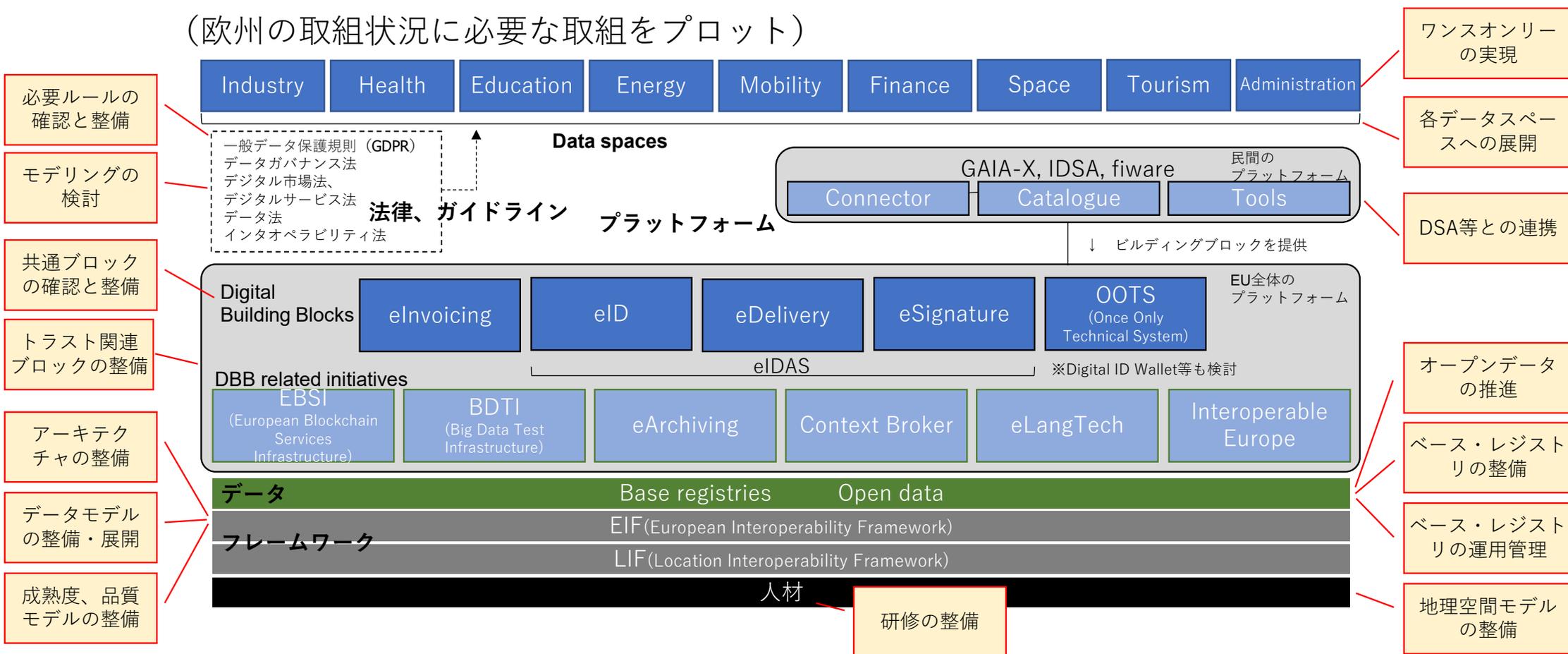
第7層 新たな価値 の創出	改革を通じて実現すべき価値（デジタル社会を形成するための基本原則： ①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献）	
第6層 業務改革・ BPR／組織	原則① デジタル完結・ 自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、 <b>デジタル処理での完結</b> 、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層 ルール	原則② アジャイルガバ ナンス原則（機 動的で柔軟なガ バナンス）	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層 利活用 環境	原則③ 官民連携原則 （GtoBtoCモデ ル）	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層 連携基盤	原則④ 相互運用性確保 原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるように、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の <b>相互運用性を確保</b> すること。
第2層 データ	原則⑤ 共通基盤利用原 則	ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割で独自仕様のシステムを構築するのではなく、 <b>官民で広くデジタル共通基盤を利用</b> するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層 インフラ		

- データモデルの行政業務への適用
- ワンスオンリーの実現
- ベースレジストリの整備と安定運用
- データ共有ルールの検討（目的外利用等）
- データ関連ルールの整備
- データモデルの整備
- データ品質確保
- コネクタ等の共通化すべきビルディングブロックの早期整備、時期の明示
- ベースレジストリの整備
- オープンデータの推進

# 考えられる取組

- データスペース実現に向けて以下の取組が考えられる。

(欧州の取組状況に必要な取組をプロット)



# 分野間のデータ連携推進の重点テーマ

- データモデルの普及
  - デジタル庁は、既に、文部科学省、内閣府防災、地方創生本部、こども家庭庁準備室等のデータ整備支援を実施中。今後も各府省の要望に応じてデータ設計支援を実施。
  - 各府省は、システム構築、更新時にGIFデータモデルとベース・レジストリをできる限り活用。特に、ワンスオンリーやワンストップサービスを視野に、申請や証明に関するデータの改善を推進。
- 共通機能の洗い出し（ビルディング・ブロック）
  - 各府省は、システム構築、更改時に、他システムでも共通的に使える機能が必要な場合、デジタル庁に既存機能ブロックがないか確認。（データ変換機能等）
  - デジタル庁は、共通機能の要望の重要性、緊急度に応じて共通機能の提供を検討。
- ルールの収集
  - デジタル庁は、各府省が所管分野に向けて作成しているガイドラインや規約ひな形などを収集し、共通化や他分野に展開できる部分を検討し、ルールの共通化やルール作成コストの低減を図る。
- 人材
  - デジタル庁は、上記の活動の支援を行うとともに、各府省が取り組みやすいように教材やコースなどを提供。

まずは、データを品質良く整備し、効率的に流通できるデータモデルを普及。  
その上で、データ流通や管理に必要なビルディング・ブロック（機能、ルール）を整備。  
そして、これらを支える人材基盤を実現。